

市管理地内への防災倉庫の設置に関する手続き等について

1 対象とする団体

町田市に届出済みの自主防災組織等。

2 許可する事項

町田市の管理地内に防災・防犯関係の用具等を収納する倉庫を設置すること。

3 設置許可までの手続き

以下の手順に従って、手続きを進めます。

	自主防災組織	防災課	管理地の所管課
1	設置希望場所の確定 倉庫の仕様の確定	相談の受付	
2	申請書の作成 (別紙参照)		
3	申請書提出	申請書受理	
4		現地確認	
5		公園緑地課へ照会	照会受理
6	(設置場所の再調整)		現地確認・審査
7		許可の受理	設置内容の許可
8	許可書受理	許可書発行手続き	
9	倉庫の設置		
10	写真報告書の提出	写真報告書受理	

4. その他留意事項

- (1) 設置する倉庫は、原則、床面積が6.6㎡以下のものとして下さい。
- (2) 防災課にて申請を受理した後、管理地の所管課との間で協議を行います。その際、同地の景観や管理上の問題を勘案した上で、当初、届出していただいた設置場所とは別の設置場所を提案させていただく場合がございます。
- (3) 設置後、倉庫内に防災・防犯用具以外の物品類を収納することは避けてください。
- (4) 現場確認などを行う関係上、防災倉庫の設置には、時間がかかります。あらかじめご了承ください。